

一般社団法人日本スラックライン連盟 公認インストラクター制度

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本スラックライン連盟（以下「JSFED」という。）は、スポーツ文化を享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、「一般社団法人日本スラックライン連盟公認インストラクター制度」を制定し、ライフステージに応じたスラックライン活動を推進することのできる者を公認インストラクターとして育成することにより、社会生活の充実や生きがいのある暮らしの実現に貢献する。

(目的)

第2条 この制度の目的は、次のとおりとする。

(1)指導者の専門性と指導力の向上

公認制度を通じて、インストラクターに必要な知識・技術・指導力を体系的に習得させ、指導の質を高める。

(2)安全で適切なスポーツ指導の提供

インストラクターが適切な安全管理やリスクマネジメントの知識を持つことで、事故や怪我を防ぎ、安全なスポーツ環境を確保する。

(3)スラックラインの普及と競技力向上

質の高いインストラクターを育成することで、スラックラインを楽しむ人の増加を促し、競技レベルの向上を図る。

(4)倫理観の確立と健全なスポーツ文化の形成

インストラクターにスポーツ倫理やフェアプレー精神を徹底させ、不適切な指導（ハラスメントなど）を防止し、健全なスポーツ環境を構築する。

(5)インストラクターの社会的地位の向上と継続的な成長支援

資格を付与することで、インストラクターの専門性を社会的に認知させるとともに、職業としての安定性やキャリアパスを確立する。

(公認インストラクターの定義)

第3条 JSFED が育成する公認インストラクターとは、スラックラインの魅力を理解しその発展に責任を持つ者で、プレーヤーズセンタードの理念を基盤とした指導を実践しながら自身も学び続け、プレーヤーの成長を支援するとともに、暴力やハラスメントを含むあらゆる反倫理的行為を排除することを徹底し、さらにスラックラインの社会的価値の向上に貢献できる者とする。

(公認インストラクターの役割)

第4条 スラックライン学習者一人ひとりの技術レベルや運動能力を的確に把握し、安全かつ適切な練習方法を指導提供するとともに、設置環境や使用器具の特性を考慮し、リスク管理を徹底しながら、安全で効果的な指導を実践する。

(公認インストラクターの種別)

第5条 公認インストラクターは、その知識、技術レベル及び指導経験などから次の種別を設ける。

日本語表記及び英語表記は次のとおりとする。

（1）公認サポーター（英語表記 Official supporter）

（2）C級公認インストラクター（英語表記 C-Class Certified Instructor）

（3）B級公認インストラクター（英語表記 B-Class Certified Instructor）

（4）A級公認インストラクター（英語表記 A-Class Certified Instructor）

(養成)

第6条 JSFEDは、第4条に定める公認インストラクターとして必要な資質・能力を修得させるため、スラックラインインストラクターに求められる専門的な知識・技術・指導力に関する科目と、インストラクターとしての役割や倫理観に関する科目を体系的に編成し、実践的な指導スキルの習得を促す養成講習会を実施する。

養成講習会の運営方法、受講条件、カリキュラム、認定審査等の詳細については、別に定める。

(公認)

第7条 インストラクターの公認は、次のとおりとする。

- (1) JSFEDは、第1条に定める趣旨に基づき、養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、認定審査に合格し、別に定める認定登録規程により、登録手続きが完了した者を公認インストラクターとして認定する。
- (2) 公認インストラクターとして認定された者は、JSFEDの組織内指導者とする。

(権利)

第8条 公認インストラクターは、下記に掲げる権利を有する。

- (1) JSFEDのロゴの使用
- (2) 取得した公認インストラクター種別名称の使用(スラックライン教室、体験会の宣伝、チラシ、名刺、宣材など)
- (3) JSFDEのホームページに公認インストラクター氏名などを掲載し、その活動を支援する。
- (4) JSFEDに依頼のあった、体験会、イベントなどの優先的な紹介

(責務)

第9条 公認インストラクターは、次の責務を負う。

- (1) スラックラインを安全に、正しく、楽しく指導し、スラックラインの本質的な楽しさ、素晴らしさを伝えること。
- (2) プレーヤーズセナードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスラックライン活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4) JSFED公認インストラクター処分規程に基づき遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行わないとともに、同規程に基づく調査には誠実に協力すること。

(協議会等)

第10条 公認インストラクター相互の連帯と、公認インストラクターとしての資質能力の向上及びスラックライン活動の促進方策について協議することを目的に、公認インストラクター協議会等を設置し、スラックラインの活動方策等について協議する。

(変更)

第11条 本規程は、JSFED理事会の議決により変更することができる。

(雑則)

第12条 本規程に定めるほか、必要な事項は別に定めることができる。

付則

1. この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。
2. 本規程は、令和7年11月1日に制定し、令和7年11月10日から施行する。